

浦安市学校間連携教育実施方針

浦安市教育委員会

令和8年3月

目次

はじめに	2
第1章 本市の小中学校の現状	3
(1)児童生徒数の推移	3
(2)学校規模の動向	4
第2章 学校規模による影響と関連する施策	6
(1)小規模校において想定される課題	6
(2)大規模校において想定される課題	7
(3)学校規模適正化の取組	7
(4)園小中連携・一貫教育の取組	8
第3章 本市における学校間連携教育の基本方針	9
(1)学校規模の特性を生かした指導の充実	10
(2)多様な考えに触れる機会の確保	10
(3)児童生徒の教育的ニーズに応じた教育環境の整備	11
(4)地域との連携＜コミュニティ・スクールの活用＞	11
第4章 リンケージスクールの実施	12
(1)リンケージスクール推進校(3中学校区)	12
(2)各中学校区の取組目標	13
第5章 具体的な取組内容	14
(1)合同授業の実施	14
(2)各種行事の合同開催	14
(3)特色のある教育課程(カリキュラム)等の編成	15
(4)多様な連携による教育活動の充実	15
第6章 今後の方向性について	16
(1)進行管理	16
(2)同一中学校区における学校間のさらなる連携	16
(3)市内小中学校への展開	16

はじめに

方針策定の背景及び目的

本市では、児童生徒の一定の集団規模の維持・確保により、より良い教育環境の整備をすることで教育的効果を高め、教育の質の充実を図ることを目的に、平成31(2019)年3月に「浦安市学校規模適正化基本方針」を策定しました。

その後の状況として、全国的に加速する少子化は本市においても例外ではなく、児童生徒数の減少による市内小中学校の小規模化が進む地域が増加しています。

一方で、市内には、昭和50(1975)年以降に整備された住宅が更新の時期を迎えており、今後の大規模な建て替えや都市計画の変更等に伴い、将来の人口構造が大きく変化する可能性も考慮する必要があります。

こうした状況を踏まえ、令和6(2024)年3月に「浦安市学校規模適正化基本方針」を改定し、潜在的な要素¹を考慮した児童生徒数を踏まえるとともに、統合により学校の減少を検討する場合においても、まずは学校の統合に限らないこととし、学校の形態や組織運営の在り方等、学校・地域の現状や特色に合わせた対策を行うことを規定しました。

以上のことから、現状で大規模及び小規模となっている学校については、引き続き、学校規模適正化の方策を講じつつ、学校や地域の特色を最大限に生かして各校の教育活動を充実させていく必要があります。

また、人口構造の変化を見込むとしても、少子化の影響は続き、今後は学級数が少ないことによる様々な課題に直面する学校が出てくることが予測されます。統合によらない形で教育活動を充実させるためには、各校の良さを維持しつつ、学校間で連携し、よりよい学校づくりに向けて協力し合うことが重要です。

「浦安市学校間連携教育実施方針」(以下、本方針という。)は、これまで本市が進めてきた「園小中連携・一貫教育」や「浦安市学校規模適正化基本方針」を踏まえつつ、今後学校の小規模化・学校の少人数化が予想される学校を対象に、学校間の連携を構築・強化し小規模校の課題に対応するとともに、地域の特色を生かした教育の更なる充実を図るため、学校間連携の基本方針や個別具体的な取組内容、今後の方向性について策定したものです。

¹ 浦安市では、今後の大規模開発、建て替え、土地の住宅転用といった潜在的な要因により、地域によっては急激な人口増が起こる可能性を常にはらんでいる。「浦安市学校規模適正化基本方針」(令和6年3月)より

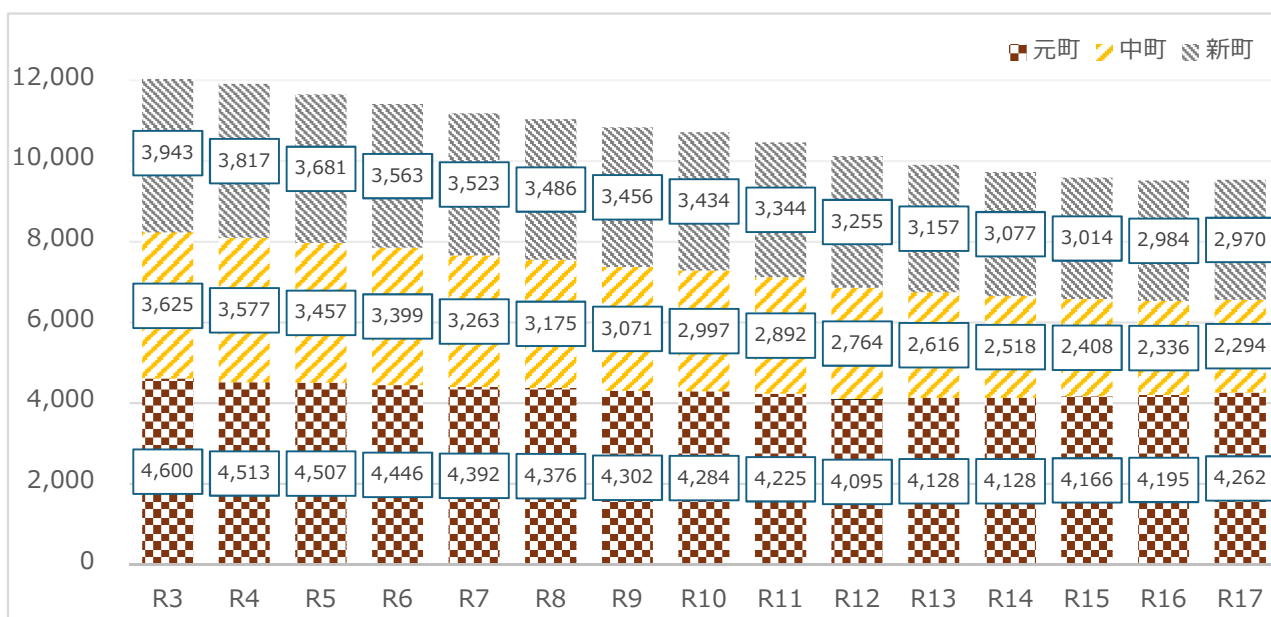
第1章 本市の小中学校の現状

(1) 児童生徒数の推移

本市は、昭和55(1980)年に完了した第2期公有水面埋立事業により、市域が約4倍に拡大したことや首都高速道路湾岸線の全面開通、また、JR 京葉線の開業などにより、都心近接の複合機能都市の形成を目指したまちづくりが進められてきたことから、大規模な集合住宅が数多く建設され、人口増加を続けてきました。その結果、児童生徒数の増加にあわせ、新町地域に小中学校を新設し、現在では4キロ四方の市域に、小学校17校・中学校9校と児童生徒の教育環境を整備してきたところです。

堅調に推移してきた本市の児童生徒数も、近年、人口構成の偏在化や、全国的に加速する少子化により、中町・新町地域では減少し、複数の学校で小規模化の傾向が見られます。一方、埋め立て以前より市街地が形成されていた元町地域では、賃貸住宅での人口の入れ替わりが発生しているため、中町・新町地域ほどの減少は見られず、児童生徒数はおおむね横ばいで推移する見込みです。

図表1 地域別の児童生徒数の推移



※実績値は特別支援学級の児童生徒数を除く

浦安市教育委員会作成

※令和7年度までは実績値

(2) 学校規模の動向

本市では、浦安市学校規模適正化基本方針により、学校の適正規模を小学校では12～24学級、中学校では12～18学級としています。次の表は、本市の小中学校における各校の学級数を示しています。

図表2 小学校学級数の推移 ※特別支援学級を除く

区域	中学校区	校名	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
元町	浦安中	浦安	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
		北部	24	24	25	27	27	27	27	27	26	25	25	26	27	28	29
		東	19	19	19	20	21	21	21	21	20	19	19	20	21	22	23
	堀江中	南 舞浜	29 19	28 18	27 19	27 19	26 19	25 18	24 18	24 16	23 15	23 14	24 14	24 15	25 16	25 17	25 17
中町	見明川中	見明川	18	18	18	18	18	17	17	17	16	16	15	14	12	12	12
	富岡中	富岡	13	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
		東野	18	18	17	17	17	17	17	16	16	16	17	16	15	15	16
	入船中	入船	16	17	17	18	18	17	16	15	14	13	11	11	11	11	11
美浜中	美浜北	9	7	7	6	7	7	6	6	6	6	6	6	6	6	6	
	美浜南	12	12	12	11	11	11	11	10	9	8	8	7	7	7	6	6
新町	日の出中	日の出	14	13	14	14	15	16	15	14	13	13	12	12	12	12	12
		日の出南	18	17	16	15	16	15	14	13	13	13	12	12	12	13	13
	明海中	明海	13	13	14	14	15	14	14	14	13	12	13	14	15	16	17
		明海南	11	9	9	9	8	7	7	7	7	6	6	6	6	6	6
	高洲中	高洲	16	16	18	18	18	18	18	18	19	18	18	17	15	15	14
高洲北		18	18	18	18	18	19	19	19	19	19	19	19	18	18	18	18
合計			279	271	274	275	278	273	266	261	251	246	240	239	242	246	250

※令和7年度までは実績値

浦安市教育委員会作成

図表3 中学校学級数の推移 ※特別支援学級を除く

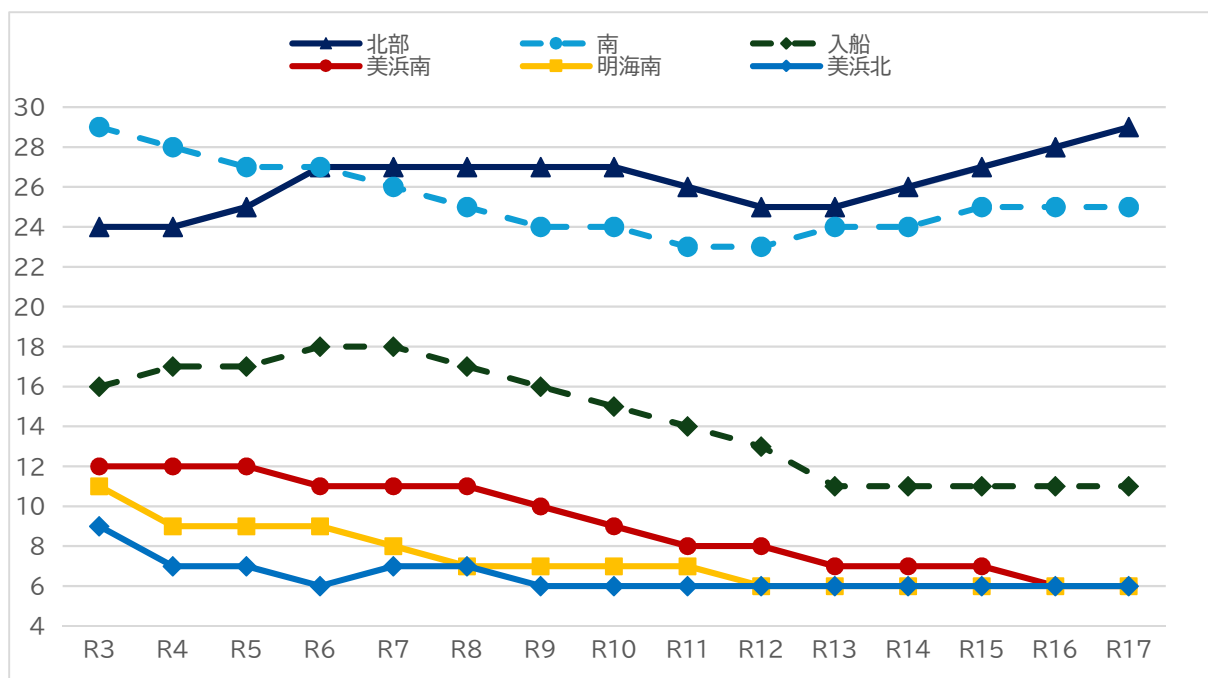
区域	校名	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
元町	浦安	18	18	18	18	18	20	21	21	21	21	21	21	20	20	19
	堀江	18	18	17	17	17	20	20	20	20	19	19	18	17	16	16
中町	見明川	7	8	9	9	9	9	9	9	9	9	9	8	8	7	7
	入船	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	8	7	6	6
	富岡	13	12	12	12	12	12	12	12	11	11	10	10	9	9	9
	美浜	9	9	9	8	7	7	8	9	9	8	7	6	7	6	6
新町	日の出	12	12	11	11	10	9	10	11	11	10	9	9	9	9	9
	明海	9	9	9	8	7	7	8	9	9	9	9	9	9	9	9
	高洲	14	14	13	12	12	13	12	12	12	12	12	13	12	12	11
合計		109	109	107	104	101	106	109	112	111	108	105	102	98	94	92

※令和7年度までは実績値

浦安市教育委員会作成

元町地域の小中学校では、適正な規模で学級数が推移しているものの、中町・新町地域の多くの学校においては、将来的には児童生徒数が減少し、小規模化する可能性が考えられます。

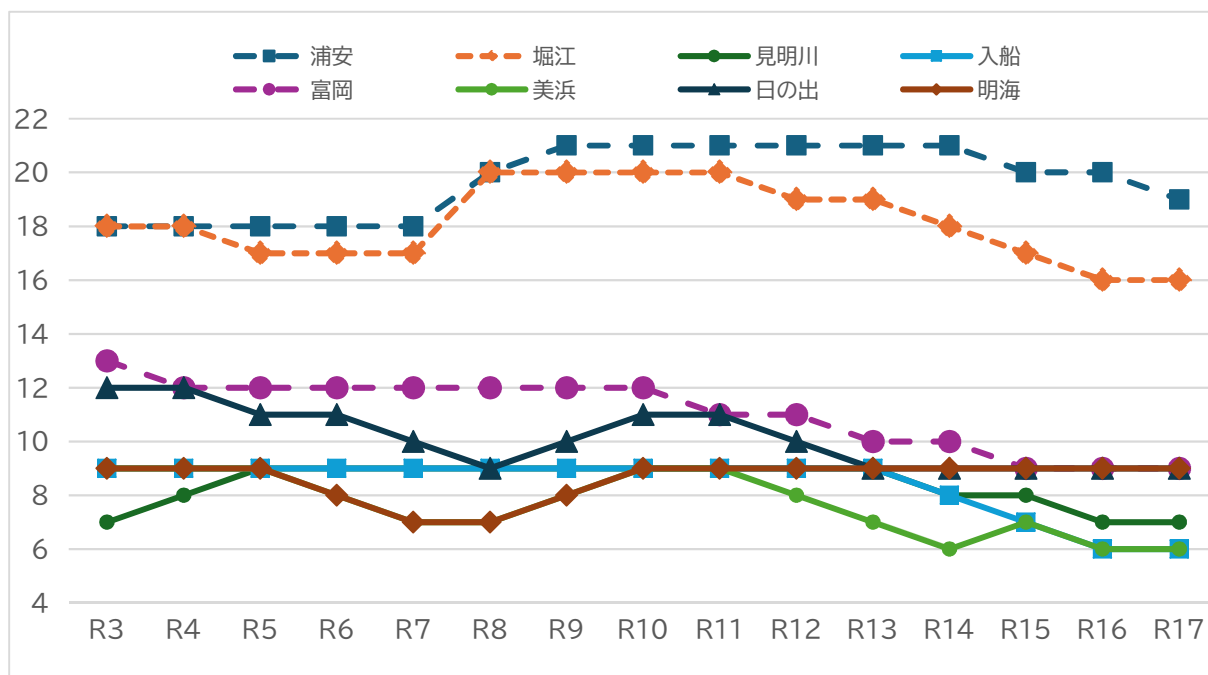
図表4 小学校学級数の推移² ※特別支援学級を除く



※令和7年度までは実績値

浦安市教育委員会作成

図表5 中学校の学級数推移 ※特別支援学級を除く



※令和7年度までは実績値

浦安市教育委員会作成

² 図表 4.5 は適正規模の範囲の学校を除く

第2章 学校規模による影響と関連する施策

本市では、「浦安市学校規模適正化基本方針」をもとに、小規模な学校においても、まずは学校の統合に限らず、学校の形態や組織運営の在り方等、学校・地域の現状や特色に合わせた対策を行うことを規定しました。

一方で、第1章で記載したように、地域別の児童生徒数の推移(図表1)を見ても、将来的に児童生徒数の減少傾向が見込まれている中、本市における小規模校対策は喫緊の課題となっています。

次からは、学校規模による児童生徒への影響について実例を交えて示しています。

(1)小規模校において想定される課題

学級数が少ない学校においては児童生徒数や教職員数が少なくなり、学校運営や、児童生徒、教職員に次のような影響を与える可能性があると考えられます。

(学級数が減少することによる課題)

- ① クラス替えが全部又は一部の学年でできず、児童生徒の人間関係や相互の評価が固定化しやすい
- ② クラス同士が切磋琢磨する教育活動ができない
- ③ クラブ活動や部活動の種類が限定される
- ④ 集団の中で自己主張をしたり、他者を尊重したりする経験を積みにくく、社会性やコミュニケーション能力が身につけにくい
- ⑤ 進学等の際に大きな集団への適応に困難を来す可能性がある

(教職員数が少なくなることによる学校運営上の課題)

- ① 経験年数、専門性等バランスの取れた教職員配置やそれらを生かした指導の充実が困難となる
- ② 教職員一人当たりの校務負担や行事に関わる負担が重く、校内研修の時間が十分確保できない

一方で、小規模校であることを最大限に生かした指導について、次のようなメリットが存在すると考えられます。

- ① 一人一人の学習状況や学習内容の定着状況を的確に把握でき、補充指導や個別指導を含めたきめ細かな指導が行いやすい
- ② 意見や感想を発表できる機会が多くなる
- ③ 異年齢の学習活動を組みやすい、体験的な学習や校外学習を機動的に行うことができる

前記の内容は、いずれも想定されるものであり、実際に個別の課題が生じるかどうかは、地域や児童生徒の実態、教育課程や指導方法の工夫の状況など、学校が置かれた諸条件により大きく異なります。

なお、本方針策定時(令和8年3月)現在、基本方針で定める適正規模を下回る学校においては、以下のような同様の課題が確認されています。

(学校より挙げられた課題)

- ① 児童生徒の人間関係が固定化されやすく、クラス替えによる人間関係の新しい構築の機会が減る
- ② 学校行事や集団での教育活動に制約が出ており、行事等でも一定人数がいることにより得られる相乗効果が得られにくく、切磋琢磨する機会等が減る
- ③ 小規模校では、学年を受け持つ教員が複数おらず教職員数も少ないため、教員一人当たりの校務分掌が多く、その結果として、授業準備や児童対応に充てられる時間が少なくなる
- ④ 修学旅行など、校外学習における一人当たりの費用が相対的に高くなり、金銭的な負担につながる

(2)大規模校において想定される課題

本方針は、小規模校対策としての取組となりますが、大規模校においても、次のような課題が生じる可能性があります。

- ① 集団生活において同学年の結び付きが中心となり、異学年交流の機会が設定しにくい場合がある
- ② 教員集団として、児童生徒一人一人の個性や行動を把握し、きめ細かな指導を行うことが困難であり、問題行動が発生しやすい場合がある
- ③ 特別教室や体育館、プール等の利用に当たって授業の割当てや調整が難しくなる場合がある
- ④ 学校運営全般にわたり、校長が一体的なマネジメントを行ったり、教職員が十分な共通理解を図ったりする上で支障が生じる場合がある

(3)学校規模適正化の取組

本市における学校規模適正化の検討については、平成31年3月に策定した「浦安学校規模適正化基本方針(以下「基本方針」という)」を策定しており、策定当初は将来的に一定の小規模化が見込まれる学校については、統合を検討する旨を明記していました。

しかし、近隣自治体における駅前再開発等に伴う急激な児童生徒数の増加や、それに付随する教室不足の発生は注視する必要があると、本市においても現在は住宅用地として使用されていない土地の転用や、昭和50年代に集中的に開発された分譲住宅地が、今後30年から40年のサイクルを経て一斉に建て替え期(世代交代期)を迎えた場合、推計を大きく上回る児童生徒数の増加が発生する可能性は否定できません。

令和6年の基本方針改定時には、前述の可能性等を踏まえ、下記事項が追記されました。

① 今後の学校規模適正化に向けた対策について

本市においては、小規模化の傾向が見られる学校も、今後、商業地等の土地利用の変化や、集合住宅の建て替え、住み替えにより児童生徒数が大きく増加に転じる可能性があります。このため、統合により学校数を減らす検討については、将来を見極めながら、慎重に進める必要性などを考慮し、学校の統合に限らず、学校や地域の現状や特色に合わせた検討を進めます。

② 教育活動の充実

適正規模に当てはまらない学校については、規模適正化の方策を講じつつ、学校規模の特性を最大限に生かして教育活動を充実させます。

③ 地域とともにある学校づくりの推進

学校は児童生徒の教育のための施設であるだけでなく、各地域のコミュニティの核としての性格や防災の拠点としての役割も有していることから、コミュニティ・スクール制度の活用等により、地域とともにある学校づくりを推進します。

学校規模適正化への現状の取組は、南小学校の大規模校対策として、近隣への通学を認める「特定地域選択制」を令和3年度より実施しているほか、小規模校対策として市内全域を対象に、他の地区からの通学を認める「小規模学校選択制度」を実施しています。

(4) 園小中連携・一貫教育の取組

本市における園小中連携・一貫教育は、『就学前から義務教育9年間を見通した教育を展開することによる、豊かな未来を生き抜く力の醸成』を目的として「就学前から9年間を見通した学習指導」「系統的・継続的な生徒指導」「交流活動の充実」「園、学校、家庭・地域が一体となった取組」の4つの基本方針のもと実施しています。

現在では、全ての中学校区において、園小中連携・一貫教育の「グランドデザイン³」を作成して、義務教育9年間を通して育てたい力を明確にして推進する等、日常的な連携が展開されているところです。

また、園から小学校への円滑な接続を図るための「園小連携」や同中学校区における「小小連携」、また、小学校から中学校への滑らかな接続につなげるための「小中連携」を実施し、就学前から義務教育9年間を見通した教育活動を展開しているほか、毎年8月に「うらやす園・小・中連携の日」を設け、中学校区の連携を深めています。

なお、この取組は学校規模の適正化を直接目的とするものではありませんが、本取組で培われた「交流活動の充実」「園、学校、家庭・地域が一体となった取組」は、次章で述べる学校間連携教育(リンクージュスクール)を推進する上での重要な基盤となります。

³ 中学校区としての、「目指す子どもの姿」、「手立て」を表したもの

第3章 本市における学校間連携教育の基本方針

これまでの前提を踏まえ、学校の小規模化・学級の少人数化が予想される学校を対象に、学校間連携教育(以下、リンケージスクール)を推進します。本取組は、学校間の連携を構築及び強化することで、小規模校のデメリットを最小限に抑えつつ、地域の特色を生かした教育のさらなる充実を図るものです。

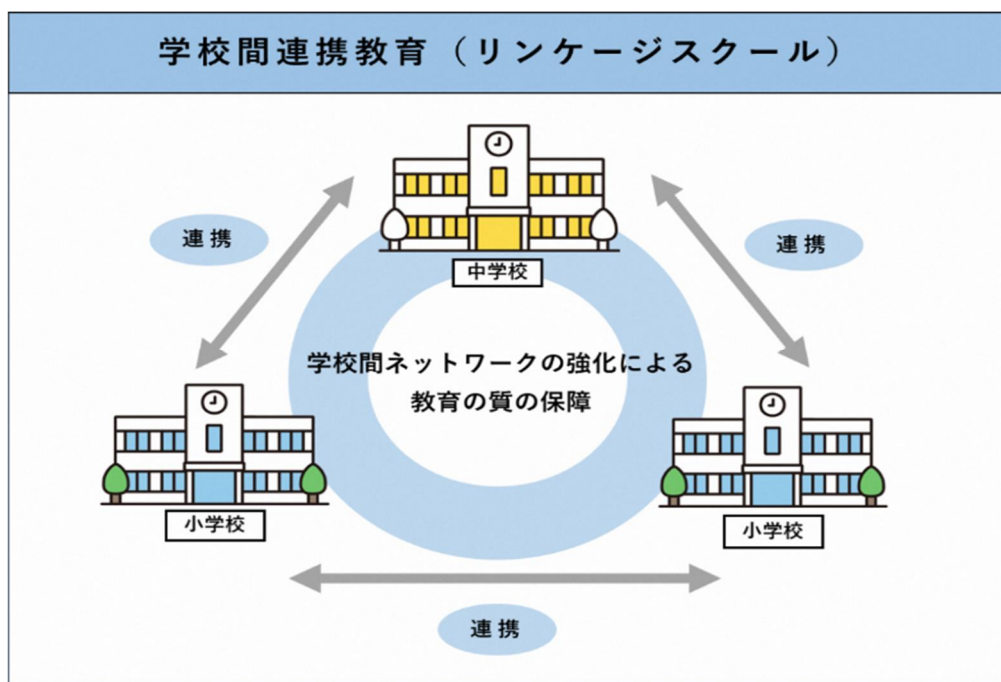
なお、本市では既に、就学前から義務教育9年間を見通した「学びの連続性」を展開する「園小中連携・一貫教育」を推進しています。リンケージスクールは、既存の取組を土台としつつ、児童生徒数の減少に伴う学校の小規模化という背景から、以下の目的のもとで、教育環境をより豊かにするものです。

リンケージスクールの目的

学校間の連携を構築・強化し、小規模校の課題に対応するとともに、地域の特色を生かした教育の更なる充実を図る

リンケージスクールにおいては、今後学校の小規模化・学校の少人数化が予想される学校を対象に、主に中学校区を単位とした同世代や異学年の交流、多様な価値観に触れる経験等の教育活動を重点的に実施していきます。

■ リンケージスクールのイメージ



リンケージ(linkage)は「連携」「つながり」を意味する単語であり、小規模校をつなぎ、学校間の連携を構築・強化し、小規模校における教育活動の活性化、学校教育の質的向上を図ることを目的に掲げた、本市独自の呼称です。

また、リンケージスクールと園小中連携・一貫教育の両者は相互に関連するものであり、下記のように内容を整理しています。

	園小中連携・一貫教育	学校間連携教育(リンケージスクール)
背景	小1プロブレムや中1ギャップへの対策 園から小、小から中への滑らかな接続	児童生徒数の減少に伴う学校の小規模化
目的	就学前から義務教育9年間を見通した教育を展開し、豊かな未来を生き抜く力の醸成を図る	児童生徒の豊かな人間関係作りを支援し、学びの深化、思考の柔軟性の向上、社会性の涵養を図る

リンケージスクールは、中学校区単位で小小連携・小中連携教育を実施します。また、児童生徒に対し、次のような効果が期待されます。

- ① 他校との連携による新たな交友関係の構築(他校の同学年との交流により生み出される地域としての一体感)
- ② 学習形態の多様化や学びが広がることによるコミュニケーション力や表現力の向上
- ③ 多くの考えや意見に触れる機会の増加による学びの深まりや思考の柔軟性の向上

リンケージスクールの推進に当たっては次の4点より、基本的な方針を示すものとします。

(1) 学校規模の特性を生かした指導の充実

第2章で記載したように、学校教育を行っていく上では、学校規模の大小によりその特性は異なります。

大規模校の良さとして、多くの友達や教職員と接する機会が多いことから、そうした環境の中で社会性、競争心、協調性などを身に付けられること、小規模校の良さとして、一人一人に目が届きやすく、教職員がきめ細かな指導ができることが挙げられます。

一方で、小規模校はクラス替え・人間関係の固定化などの課題があり、大規模校は、学校の過密化などといった課題が一般的に見受けられます。

今後も大規模校・小規模校それぞれの特性を最大限生かしつつ、デメリットを最小限に抑えながら、地域の特色を生かした教育のさらなる充実を図ります。

(2) 多様な考えに触れる機会の確保

小規模校では、多様な意見に触れる機会が不足しがちなため様々な体験を積み重ねることが必要です。

小小、小中の連携により、一定の集団規模を確保し、様々な形態での協働学習や体験学習を行うことで、多様な考えに触れる機会を確保し、思考の柔軟性の向上、社会性の涵養を図ります。

(3) 児童生徒の教育的ニーズに応じた教育環境の整備

学校は、全ての子どもたちが安心して楽しく通える魅力ある環境であること、また、これまで以上に福祉的な役割や子どもたちの居場所としての機能を担うことが求められています。家庭の社会的な背景や環境、また、発達の段階や特性や、障がいの状態、学習や生活の基盤となる日本語の能力、一人一人のキャリア形成など、子どもの発達や学習を取り巻く個別の教育的ニーズは様々です。

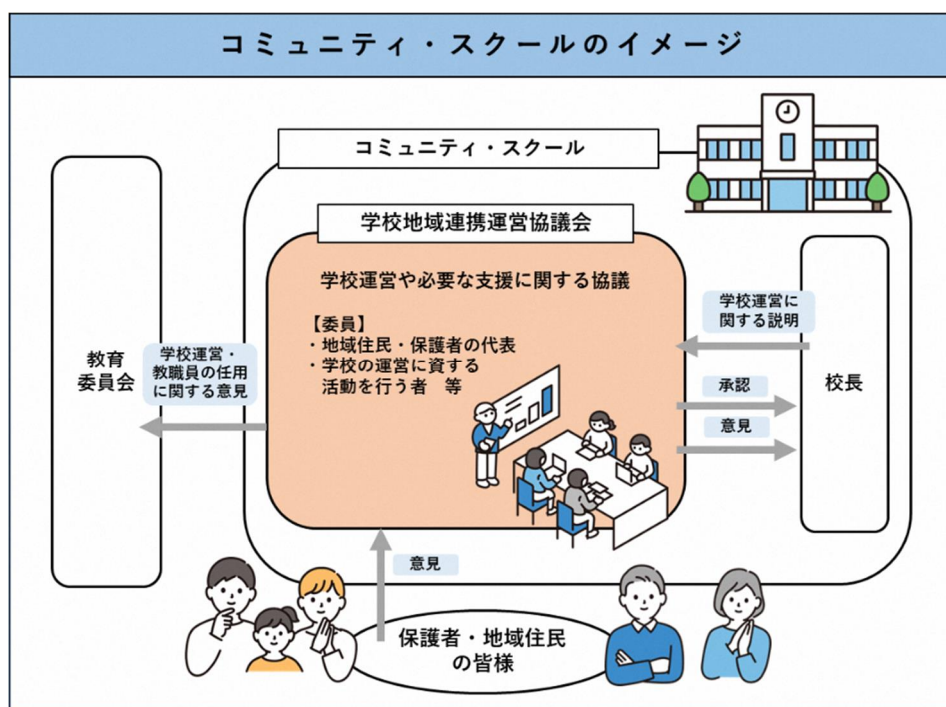
本方針におけるリンケージスクールの在り方についても、その教育的ニーズに応じた教育環境を整備し、児童生徒一人一人の可能性を伸ばします。

(4) 地域との連携＜コミュニティ・スクールの活用＞

複数の小中学校におけるリンケージスクールを進める際に、児童生徒のより良い学びの実現や生徒指導上の様々な課題の解決のために、各地域において、地域の実情に応じた教育の在り方について検討し、地域リソースの活用を進めます。

その際、令和6(2024)年度から導入しているコミュニティ・スクールの学校地域連携運営協議会において検討することも考えられます。

■ コミュニティ・スクールのイメージ



第4章 リンケージスクールの実施

ここでは、第3章に記載した「基本方針」を踏まえ、令和8年度よりリンケージスクールを実施する学校を、次の中学校区の学校とします。

(1) リンケージスクール推進校(3中学校区)

【リンケージスクール推進校(以下、推進校)】

- 入船中学校区(入船小、入船中)
- 富岡中学校区(富岡小、東野小、富岡中)
- 美浜中学校区(美浜北小、美浜南小、美浜中)

第1章で記載したように、人口構成の偏在化や全国的に加速する少子化により、今後、将来の学校規模の動向を踏まえた児童生徒数は減少することが予測され、いずれの地域も減少傾向となっています。中でも上記3中学校区の児童生徒数が著しく減少しており、すでに単学級化する学校が見られるほか、1校当たりの児童生徒数も最も少ない状況となっています。

上記の推進校の中でも、適正規模の学校がありますが、今後小規模化・少人数化する可能性がある学校が見受けられます。これらのことから、小規模化が進行した際に講じることのできる対策を、現段階から検討する必要があるため、学校の小規模化・学級の少人数化が予想される中町地域の学校を対象にリンケージスクールを推進し、学校間の連携を構築・強化することで、小規模校のデメリットを最小限に抑え、地域の特色を生かした教育のさらなる充実化を図ります。

また、対象の中学校区では「1小1中」および「2小1中」の形態がありますが、例として入船小・中学校のように、校舎が接続されていることを生かした異学年交流を更に充実させる取組など、様々な方策が検討されています。今回対象となっていない中学校区についても、リンケージスクール推進校である3中学校区の取組・検証を踏まえ、効果的な取組を展開してきます。

(2)各中学校区の取組目標

第2章で記載したように、本市では、幼稚園・認定こども園・保育園・小・中学校の教職員が情報交換等を通じて「連携」しながら、就学前から義務教育9年間において系統的な「一貫」した教育を展開する『園小中連携・一貫教育』を実践しています。その中では、園小中連携・一貫教育の重点目標を設定し、その実現に向けて中学校区全体で実践を始めています。

本方針では、園小中連携・一貫教育の重点目標に加えて、リンケージスクールでの取組目標を設定するものとします。

入船中学校区(入船中・入船小)

園小中連携・一貫教育中学校区重点目標

豊かな心 深い思考 逞しく向上～夢を目標に変え、しなやかに生きる生徒の育成～
共育～共に育てる・共に育つ～

リンケージスクール取組目標

- ① 小中合同カリキュラムの系統化を行い、より効果的な指導の充実を図る。
- ② 学校地域連携運営協議会を通じて、「地域で育てる」という意識を高め、地域内での結びを強化し、より良い教育活動につなげる。

富岡中学校区(富岡中・富岡小・東野小)

園小中連携・一貫教育中学校区重点目標

地域で育てる豊かな3愛 ～出あい・かかわりあい・助けあい～

リンケージスクール取組目標

- ① 小学校間・小中学校間で交流活動を実施し、多様な価値観や考え方を学ぶ。
- ② 地域の特色を生かした活動を通して、地域の交流を深める。

美浜中学校区(美浜中・美浜南小・美浜北小)

園小中連携・一貫教育中学校区重点目標

自分で判断して、主体的に行動できる子／思いや考えを伝え合うことができる子

リンケージスクール取組目標

- ① 小学校間・小中学校間で交流活動や、小学校間の同学年で校外学習の合同実施を行い、児童同士の協働力や社会性を育む。
- ② 小学校間・小中学校間で授業研究や教材を共有することで、教職員自身の成長と児童・生徒の学びへ反映する。

第5章 具体的な取組内容

第3章および第4章では、本市におけるリンケージスクール(学校間連携教育)の基本方針や推進校の体制について述べましたが、本章では、これらを具体的に教育現場で実践していくにあたって想定される取組の例を示します。

(1) 合同授業の実施

小規模校では、「学校の小規模化・学級の少人数化」により、学級数が少ないことによる学校運営上の課題(第2章参照)が想定されます。

このことから、合同授業による交流は、小規模校における学校間の児童が交流することにより、多様な価値観に触れる機会を創出することができることのほか、同学年児童の交流により、集団の中で学ぶことの楽しさや喜びの実感、また、同一中学校に進学する予定の児童同士の交流による中1ギャップの解消等、様々な効果が考えられます。

合同授業の実施に向けた取組としては、次のようなプログラムが考えられます。

【合同授業の具体例】

- ・ メディアセンター、大型電子黒板等のICT機器を活用したオンライン授業により、学習のまとめの発表を相互に行うほか、意見交換を行う。
- ・ 音楽の合奏、合唱や図画工作、美術等における共同創作活動を行う。
- ・ 体育の学習において、チーム編成のための人数が必要な種目を合同で行う。
- ・ 総合的な学習の時間を活用した、発表の機会を設ける。

なお、リンケージスクールを行うにあたり、地理的条件から学校間の移動が必要な際には、児童生徒の安全面や授業への影響を十分に考慮しながら、教育委員会バスを使用することも考えられます。

(2) 各種行事の合同開催

合同行事による交流は授業による学習面での教育的効果に加え、他人を思いやる心等、自他を尊重する心を育むうえでも、効果的な取組の一つと考えられます。小中連携・一貫教育における各中学校区での、合同行事等の開催については、学校・地域に合った特色ある合同行事を実施するため、次のようなプログラムが考えられます。

【合同行事の具体例】

- ・ 児童生徒が制作した作品展示
- ・ 地域を巻き込んだ挨拶運動や地域清掃
- ・ 学習発表会、合唱祭、スポーツ大会等
- ・ 校外学習等の事前学習やまとめの発表を、複数校同学年間で行うほか、意見交換を行う。

(3)特色のある教育課程(カリキュラム)等の編成

既に実施している「園小中連携・一貫教育」の効果をさらに高めるため、特色のある教育課程の編成や、学校の時程を工夫することも考えられます。

例えば、前述した合同授業や行事の合同開催を教育課程に組み込み、定期的かつ継続的に行うことで、普段関わりの少ない児童同士の交流機会を増やし、多様な価値観や考え方に触れる場を提供することができます。さらに、教育課程に位置付けることで、教職員の異動や入れ替わりがあった場合でも、活動の継続性を確保しやすくなると考えられます。

また、同じ中学校区の小学校同士で一部を共同の教育課程として編成することや、中学校も加えた一体的な教育課程を編成することで、共通の教育目標に対する認識がさらに強まり、義務教育9年間を見通した一貫した教育がより一層推進されることや、中学校進学時がよりスムーズに行われることが期待されます。

加えて、学校の時程においては、小中が隣接している学校で連携をより円滑に進めるため、授業の開始時刻や、休み時間などの時程を統一するといった工夫も考えられます。これにより、児童や生徒が異なる学校間での活動をより円滑に行えるようになり、学校間の連携の相乗効果が期待されます。

これらの取組については、今後中学校区内の実態や特性に合わせて検討し、取り入れていく可能性があります。

(4)多様な連携による教育活動の充実

リンケージスクールを推進するにあたっては、授業や行事の合同開催だけでなく、多角的な視点での検討が求められます。前述の合同授業や合同行事などに加え、部活動の合同実施や教員による合同の授業研究なども効果的な取組として挙げられます。特に小規模校においては教職員の配置が限られているため、学校を超えた連携として共同で授業研究を実施することや、学年ごとの情報交換等を行うことは、教員の視野を広げ、指導力向上やスキルアップの効果が期待されます。

あわせて、学校教育の枠を超えた、地域と一体となった取組も重要です。本市には、公民館などの社会教育施設が各地域に配置されており、これらの地域資源を活用することが可能です。また、全ての学校に配置されている「学校支援コーディネーター」や、第3章(4)で記載したコミュニティ・スクール、PTA等の地域人材との協働も欠かせません。

これらの取組を通じて、子どもたちは多様な人々と関わる中で、協働力や社会性を育む機会が得られます。学校と地域が協働した活動を継続的に進めることは、学校教育の充実のみならず、地域全体の教育力の向上にもつながります。

第6章 今後の方向性について

(1) 進行管理

対象学区においては、PDCAサイクルの活用や、計画書等を作成し、取組の成果や課題から見える合同授業の調整や活動内容を設定します。

計画の実行後は、定期的に教職員間による連携会議を開催し、計画の進捗状況を確認・共有するほか、必要に応じ、市教育委員会による計画訪問において、合同授業等、実施内容を評価します。

また、次年度の教育課程を編成するため、各行事実施後に振り返りを行う会議を設定することで、次年度に取り組む内容を見直すとともに、連携体制を再構築することで、着実な実施と望ましいリンケージスクールを推進していきます。

併せて、教育委員会は連携が活発に行われるように、教職員の配置や ICT 環境の整備といったハード面の検討を進めるとともに、教職員の子どもたちと向き合う時間を確保できるよう、必要に応じてサポートを行っていく必要があります。

(2) 同一中学校校区における学校間のさらなる連携

推進校で定める教育方針は、学校・地域はもとより、学習指導要領の改訂などにより、適宜、設定した教育課程を修正・変更することとします。同時に、各校で実施するカリキュラムについても、個々の児童生徒により最適な教育があり、児童生徒と関わる中で、内容の見直しが求められる場面も多分に想定されます。

その際には、各対象学区による連携担当教員を中心として、学校間による連携内容を見直すため、連携部会等を設置し、時代に即した教育を検討します。

(3) 市内小中学校への展開

令和8年度からは、中町地域の3中学校区をリンケージスクール推進校として学校間の連携をより一層推進していきますが、今後はほかの中学校区においても、小規模化がさらに進行することも考えられます。その際は、将来予測等を踏まえ、リンケージスクールを含む小規模校対策を着実に実施するとともに、常に先を見据えた事業展開の検討を併せて行うものとします。

また、本方針の取組は、本市がこれまで推進してきた「園小中連携・一貫教育」の延長線上にあり、教育課程も含めた学校間ネットワークの強化に焦点を当てたものです。推進校での実践を通じて、新たな活動やアイデアを創出し、効果的な取組を市内の各学校へ共有することで、本市全体の園小中連携・一貫教育のさらなる充実に還元します。

【参考】

- ・文部科学省「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引～少子化に対応した活力ある学校づくりに向けて」平成27年1月
- ・文部科学省「小中一貫した教育課程の編成・実施に関する手引」平成28年12月
- ・浦安市教育委員会「浦安市学校規模適正化基本方針」令和6年3月
- ・浦安市教育委員会「浦安市小中連携・一貫教育の展開～浦安っ子の学びをつなぐ～」平成 26 年4月